日野市ファミリー・サポート・センターの報酬等に関する基準の改正について
～提供会員の活動謝礼金算定方法の改定について

1. 改定案概要

平日 7 時～19 時 ： 850 円/時間
その他の時間帯 ： 1,100 円/時間

改定実施日 ： 令和 9 年 4 月 1 日
活動謝礼金単価 ： 変更なし
算定対象時間 ： 提供会員の自宅を出発してから帰宅するまで。
（移動時間も活動時間に含む）
移動時間は Google マップを参考に話し合いで決定。
算定単位 ： 30 分単位（端数処理は 30 分未満は切り上げ方式）。

2. 事業の概要

(1)事業内容

・手助けが必要な（依頼会員）と、手助けができる（提供会員）が登録し、困ったときはお互い様の気持ちで「助け合う」有償ボランティアの活動。ファミリー・サポート・センターは両者のマッチングを実施。

(2)実績推移

①会員数（単位：人）

	育児援助					妊産婦・家事・高齢者援助				
	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
提供会員	495	497	496	500	500	660	671	668	670	669
依頼会員	6,128	6,042	6,014	5,219	5,265	5,299	5,239	5,249	6,245	6,282
両方会員	113	117	121	124	128	184	193	195	202	207
合計	6,736	6,656	6,631	5,843	5,893	6,143	6,103	6,112	7,117	7,158

②支援延べ件数（単位：件）

育児援助					妊産婦・家事・高齢者援助				
R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
4,685	4,633	4,788	4,821	5,055	2,722	2,681	2,996	3,334	3,876

3. 改定の背景

(1)背景

提供会員の確保が難しい

・仕事を持つ女性の増加

・報酬面や負担面において新たな提供会員の登録を促進する仕組みが不足。

(2)課題

・支援件数の増加 ： 提供会員数に対する依頼件数の増加。

・提供会員の負担増加 ： 活動場所に近い提供会員が不足し、遠方の会員に依頼する機会が増えているため、移動に時間がかかっており、提供会員の負担が増大。

・マッチングが困難 ： 遠方の提供会員に依頼する場合、移動時間問題が解決されず、アドバイザーが効率的な配置を行うのが難しい状況。

(3)目的

・移動時間の長短により無賃の時間が生じている提供会員の待遇(不平等)改善

・多少の移動時間があっても、所要時間に応じて活動謝礼金を支払うことで依頼することができる選択肢を増やす

→移動時間を含めても援助が必要な依頼会員

→移動時間を活動時間に含めるためアドバイザーが提供会員に依頼しやすい

・マッチングの可能性(スピード感)を高めるための選択肢として導入

ファミリー・サポート・センターの活動を継続していくためには、提供会員の確保がとても大切。
今回の活動時間の計算方法の見直しは、今後も安定してファミリー・サポート・センター事業を継続するため、活動実態に即した計算方法への見直し。
依頼会員の負担が増える場合があり、その点については懸念もあるが、地域の相互援助活動を継続し、必要な時に安心して利用できる体制を維持するためには見直しが必要。

4. 他市の状況

八王子市、立川市、町田市、多摩市、小平市、府中市をはじめ、13 市/26 市(50%)が、移動時間を活動時間に含む
(令和 7 年 7 月実施 小平市調査 参照)

5. 改定による影響(依頼会員)

活動実態データ分析(令和 8 年 4 月実績)

パターン別	内容	件数	比率	平均(分)
往復	提供会員宅⇔依頼会員宅 の移動	**127**	**66.1%**	**24.2**
送迎	送迎等、行きと帰りで異なる道程の移動	**65**	**33.9%**	**23.1**

▼謝礼金の加算区分に基づく場合分け

合計移動時間	説明	種別	件数	比率	平均(分)
30分未満	30分425円が加算になる想定	往復	78	61.4%	16.8
		送迎	49	38.6%	18.6
		合算	**127**	**66.1%**	17.7
30～60分未満	60分850円が加算になる想定	往復	49	75.4%	36.0
		送迎	16	24.6%	36.8
		合算	**65**	**33.9%**	36.4
計		往復	127	66.1%	
		送迎	65	33.9%	
		合算	192	100.0%	

・2/3(66.1%)が移動時間 30 分未満のため、現状の報酬から 425 円の加算

・1/3(33.9%)が移動時間 30～60 分未満のため、現状の報酬から 850 円の加算

※実際にはアドバイザーが「依頼会員」及び「提供会員」と案件 1 件ごとに調整するため、移動時間を現在の活動時間内に含め、依頼会員の実際の支払い額を変えない対応をとることも可能である。

例 ： 自宅保育時間:2 時間　　提供会員の移動時間:往復20分

→アドバイザーによる調整の結果、保育時間を 1 時間 40 分 提供会員の移動時間を往復20分とする

原則、片道 1.5 ㎞を超える移動が発生しないようアドバイザーはマッチングを行っている。
上記背景には、片道 1.5km（徒歩約 20 分）を超える移動には交通費 200 円発生（依頼会員負担）がある。

→移動時間 30～60 分未満のうち、約40％の依頼会員は、現状 200 円支払っているため 650 円の実質負担増に留めることができる

最初の 30 分までは、500 円とするという規定あり。

→現在の活動時間が 30 分未満の依頼会員は 500 円にプラスして、移動時間の 2/3 を占める移動時間 30 分未満の報酬 425 円を支払うことになり、合計 925 円となるように考えられる。
しかし、実際は 60 分 850 円となるため、多少の負担感を抑えることができる。

6. 今後の予定（会員への周知方法）

令和 8 年

9 月	ファミサポ通信（全会員に郵送）にて基準改正について予告周知
10～11月	会員への周知
	・現在活動中の会員（約 450 人）へ活動謝礼金算定方法の変更のお知らせ、同意書を送付
	・同意書回収 11 月 30 日期限
	・両会員向け説明会（予定）
12 月	同意書未提出者へのフォロー　電話等

令和 9 年

1 月	窓口・電話で「4 月以降の算定方法が変わること」を毎回周知
2月～	個別確認